

9月中頃からはじまる

平成28年度臨時福祉給付金について

消費税率の引き上げによる、所得の低い人への負担を考慮して、暫定的・臨時的な措置として給付を行います。



確認じゃ!

② 平成28年度臨時福祉給付金 とは

1. 支給対象者（ア～エの要件をすべて満たしている人です）

※左ページ①高齢者向け給付金の支給要件の年度等が異なります。

- ア. 平成28年1月1日時点で大和郡山市の住民基本台帳に登録されている（平成28年1月1日以降に死亡した場合は除きます）
- イ. 平成28年度市民税（均等割）が課税されていない
- ウ. 平成28年度市民税（均等割）が課税されている人の扶養親族などではない
※扶養親族などとは、税法上の控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者、白色事業専従者および16歳未満の年少者をいいます。
- エ. 生活保護制度の被保護者となっていない

2. 支給額

対象者1人につき**3千円**（給付は1回限りです）

③ 障害・遺族基礎年金受給者向け給付金 とは （年金生活者等支援臨時福祉給付金）

1. 支給対象者（ア～ウの要件をすべて満たしている人です）

※②臨時福祉給付金とあわせて支給されます。

- ア. 平成28年度臨時福祉給付金（上の②の給付金）を受給できる人
- イ. 平成28年5月分の障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している人（ただし、障害厚生年金・遺族厚生年金のみを受給している人は除きます）
- ウ. 高齢者向け給付金（左ページ①の給付金）を受給していない人

2. 支給額

対象者1人につき**3万円**（給付は1回限りです）

②③は、申請受付開始を9月中頃とし、申請期間を3ヵ月程度として準備を進めています。

なお、支給対象となる可能性がある人に対し、申請書を郵送する予定です。
申請受付の詳細は、広報「つながり」9月1日号や市ホームページに掲載します。